**白山市国際交流員の派遣に関する事務取扱要領**

（趣旨）

第１条　この要領は、市が直接行う国際交流事業とは別に、市民又は各種団体（以下「派遣依頼団体等」という。）が行う国際交流事業に対し、白山市国際交流員（以下「交流員」という。）を派遣する場合の条件や手続きなど必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1. 各種団体　市内を主な活動拠点とし、その構成員のうち半数以上が市内に居住、

通勤又は通学している者で構成されている団体

1. 所属長　交流員が属する課（室）の課長（室長）

（対象）

第３条　交流員を派遣する対象業務は、次のとおりとする。

1. 民間国際交流団体の活動に対する協力
2. 異文化理解のための交流活動への協力
3. 地域住民に対する語学指導への協力
4. その他所属長が必要と認めた業務

２　前項各号の事業は、概ね１０人以上の参加者を見込んで実施されるものであり、かつ、その参加者の半数以上が市民であるものとする。

（派遣時間）

第４条　交流員を派遣する時間は、原則として月曜日から金曜日までの午前９時から午後５時までとする。

２　休日及び時間外の派遣については、交流員と相談の上決定する。

（派遣場所）

第５条　交流員を派遣する区域は、原則として白山市内とする。ただし、所属長が特に必要と認めたときは、この限りではない。

（経費）

第６条　派遣に係る交流員に対する謝金や交通費等の取り扱いについては、次のとおりとする。

1. 謝礼は交流員の業務範囲内である限り支給しない。
2. 交通費は原則として派遣依頼団体等の負担とする。
3. その他材料費等交流に係る経費については、派遣依頼団体等が全額を負担する。

（派遣依頼団体等の責務）

第７条　派遣依頼団体等は、交流員の活用にあたり、次の事項に同意しなければならない。

1. 交流員による成果品の利活用の責任は、派遣依頼団体等が追うこと。
2. 交流員が派遣依頼の内容に関し説明等を求めたときは、派遣依頼団体等は誠実

に対応すること。

1. 派遣当日のスケジュール、業務内容等に関しては、事前に派遣依頼団体等と交流

員の間で十分な打ち合わせを行うこと。

（派遣の制限）

第８条　所属長は、派遣依頼団体等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交流員を派遣しないものとする。

1. 政治、宗教又は営利を目的とした催しを行うおそれのあるとき。
2. その他、所属長が適切でないと判断したとき。

（派遣申請方法）

第９条　派遣を希望する場合には、別に定める申請書に必要事項を記入の上、派遣希望日の２週間前までに所属長に対し申請しなければならない。

（派遣の決定）

第１０条　所属長は派遣の申請があったときは、その内容を審査し派遣の可否を派遣依頼団体等に伝えるものとする。

（その他）

第１１条　この要領に定めるもののほか、交流員の派遣に必要な事項については、所属長が別に定める。